



2019年11月1日

各位

会社名 乾汽船株式会社
(コード番号: 9308 東証第一部)
代表者名 代表取締役社長 乾 康之
問合せ先 コーポレートマネジメント部長
加藤 貴子
(TEL. 03-5548-8613)

当社株主による事前質問状に対する回答について

当社は、当社株主であるアルファレオホールディングス合同会社（以下「提案株主」といいます。）より、2019年10月28日付で、当社取締役に対する「臨時株主総会への事前質問状」（別紙1）を、当社監査役に対する「監査役に対する、臨時株主総会への事前質問状」（別紙2）をそれぞれ受領いたしました。提案株主から、これらの質問状に対する当社の回答について当社ウェブサイト上に公開することを求められておりますので、下記のとおり当社の回答をお知らせいたします。

記

I. 当社取締役に対する「臨時株主総会への事前質問状」（別紙1）への回答

当社取締役に対する質問を記載した「臨時株主総会への事前質問状」に対し、当社取締役全員の一致により、以下のとおり回答いたします。

1. 質問事項（1）について

2019年3月期（2018年7月から2019年6月までの期間を指すものとします。以下同じです。）に支払われた乾康之氏、乾隆志氏それぞれの取締役の報酬の総額およびその内訳は、以下のとおりです。

（単位：百万円）

役員名	固定報酬	業績連動報酬	譲渡制限付 株式報酬 (RS)	報酬の総額
乾康之氏	27	31	18	75
乾隆志氏	24	11	11	46

なお、常勤取締役の使用人分給与は支払っておりません。

また、譲渡制限付株式報酬 (RS) については、5年間の譲渡制限期間があります。

2. 質問事項（2）について

2019年3月期の常勤取締役報酬の計算方法は、以下のとおりです。

①常勤取締役の金銭報酬は、(a) 固定の「基本金銭報酬」、及び(b) 業績又は目標達成度に連動する「執行金銭報酬」により構成されています（なお、(a) 「基本金銭報酬」は上記1の表中の「固定報酬」、(b) 「執行金銭報酬」は上記1の表中の「業績連動報酬」に該当するものです。）。

また、②常勤取締役の譲渡制限付株式報酬（以下「RS報酬」といいます。）は、(a) 固定の「基本RS報酬」、及び(b) 業績又は目的達成度に連動する「執行RS報酬」により構成されています（なお、「RS

報酬」は上記1の表中の「譲渡制限付株式報酬 (RS)」に該当するものです。)

これらのうち、「執行金銭報酬」(①(b))及び「執行RS報酬」(②(b))は、固定給、変動目標連動給及び業績連動給を合算した執行報酬基礎額を基に算出されます。ここで言う「執行報酬基礎額」の構成要素のうち、「変動目標連動給」は、会社、部門、部署等の目標達成度合を点数化し、その点数に応じて決定され、「業績連動給」は、対前年度の営業キャッシュフローの増減率及び前年度の株価増減率に応じて決定されます。なお、「執行金銭報酬」(①(b))は「執行報酬基礎額」の85%、「執行RS報酬」(②(b))は「執行報酬基礎額」の30%としております。

3. 質問事項(3)について

指名・報酬委員会の設置以降、2020年3月期(2019年7月から2020年6月までの期間を指すもの)とします。以下同じです。)の常勤取締役の報酬に関する事項が指名・報酬委員会で決定されました。その際に決定された報酬の計算方法は、上記2で説明した計算方法と大きく変わるものではありません。ただし、金銭報酬については、定額の基本金銭報酬及び定額の執行金銭報酬により構成される「固定金銭報酬」と、業績(純利益)、営業キャッシュフロー、会社、部門、部署ごとの目標達成度合に応じて決定される「業績連動金銭報酬」により構成されることとされ、整理の方法及び用語が変更されました。なお、RS報酬については、特段の変更はございません。

4. 質問事項(4)について

2020年3月期の常勤取締役報酬の総額及びその内訳は、以下のとおりです。

(単位：百万円)

役員名	固定金銭報酬	業績連動金銭報酬	譲渡制限付 株式報酬 (RS)	報酬の総額
乾康之氏	30	17	17	64
乾隆志氏	26	15	5	46

なお、常勤取締役に使用人分給与は支払っておりません。

また、譲渡制限付株式報酬 (RS) については、5年間の譲渡制限期間があります。

II. 当社監査役に対する「監査役に対する、臨時株主総会への事前質問状」(別紙2)への回答

当社の各監査役は、当社監査役に対する質問を記載した「監査役に対する、臨時株主総会への事前質問状」を踏まえ、取締役及び取締役会より独立した立場から、関連資料を確認の上、公正な調査を行い、その結果、各監査役の見解は一致いたしましたので、当該質問状に対して、以下のとおり回答いたします。

1. 質問事項1について

2018年3月期における繰延税金資産の計上及び2019年3月期における繰延税金資産の取崩しの手続並びにそれらの実施時期について、当社取締役に法令又は定款に違反する行為は認められません。なお、2018年3月期及び2019年3月期の「監査役会の監査報告書」及び「会計監査人の監査報告書」においても、当社取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められない旨並びに当社の計算書類及びその付属明細書が財産及び損益の状況を全ての重要な点において適正に表示しているものと認められる旨がそれぞれ報告されております。

2. 質問事項2について

2019年3月期の当社取締役の報酬の決定及びその計算方法について、当社取締役に法令又は定款に

違反する行為は認められず、当社取締役が自己の利益のために当該報酬額の決定を行った事実も認められません。

3. 質問事項3について

当社取締役の報酬（譲渡制限付株式報酬（RS）を含みます。）は、その構成員の過半数を社外取締役とする指名・報酬委員会（委員長：川崎清隆社外取締役）の答申を踏まえ、取締役会において決定されますが、2020年3月期の当社取締役の譲渡制限付株式報酬（RS）の決定に関して、指名・報酬委員会による審議及び取締役会による決定の過程において、当社取締役に法令又は定款に違反する行為は認められず、取締役の善管注意義務違反も認められません。

4. 質問事項4について

当社代表取締役乾康之が、当社取締役の報酬の決定に関し、法令又は定款に違反する行為を行った事実は認められず、また、自己の取締役の報酬について、業績に見合わない高額な報酬を決定している事実も認められません。なお、かかる結論を導くにあたっては、2014年10月の当社との経営統合前の旧乾汽船株式会社における取締役の報酬体系、及び当社の同業他社における取締役の報酬体系との比較を含む、当社取締役の報酬額の合理性に関する慎重な検討を行っております。

以上

2019年10月28日

乾汽船株式会社 取締役各位

アルファレオホールディングス合同会社

職務執行者 渡邊章行



臨時株主総会への事前質問状

2019年11月4日(月)に開催される、乾汽船株式会社(以下、「貴社」)臨時株主総会に先立ち、会社法第314条に基づく事前質問状を提出致します。この質問は、株主総会の目的事項に関係します。また、説明(回答)をすることにより、株主の共同の利益が促進されることはあっても害されることはありませんし、貴社その他の者の権利が侵害されることもありません。説明(回答)をしないことに正当な理由はないと考えますので、具体的な内容を伴う回答を求めます。また、公平な情報開示の観点から株主総会にご出席されない株主の皆様も平等に確認できるよう、本書面受領後速やかに事前質問状を受領したこと及びその内容(下記質問事項全て)を貴社ウェブサイト上に公開し、さらに2019年11月1日(金)の午後5時までに貴社ウェブサイト上にて回答を公開することを求めます。

貴社は、2018年6月の株主総会直後の2018年8月に発表された2019年3月期第一四半期決算から下方修正を発表し、2017年発表の中期経営計画では資産計上を予定していたバラスト水処理装置を一括費用計上する等で中間期にも大幅な下方修正を行い、最終的には僅か1年での繰延税金資産の取崩しを本決算で発表し、経常赤字転落となりました。それに伴い、期首に期末配当を40円と発表していた予想配当は大幅に減配となり、合併後で最低の1株当たり1.72円の配当額となりました。それにもかかわらず、譲渡制限付き株式報酬を含めて常勤取締役報酬が前期比45%増額されています。この内、業績連動報酬は6,600万円であり、その約55%が業績連動報酬になります。(貴社発表値は40%が業績連動報酬)当期純利益は減少しているにもかかわらず、常勤取締役報酬は大幅に増加しており、偏頗的に取締役には有利な報酬体系となっています。

貴社取締役会は、取締役報酬上限額の必要性とその決定方法について、2019年11月4日開催の臨時株主総会招集通知にて、取締役報酬の一部は業績に連動しているため取締役報酬限度額にも相応の幅が必要であり、取締役増員の可能性もあること等の理由から報酬総額の引下げには反対すると発表しています。貴社取締役会の反対意見については、以下の理由により、到底納得できるものではないと言わざるを得ません。

(1) 2019年3月期純利益は前期比65%の減益であったにもかかわらず、取締役報酬は前期比45%も増加し、常勤取締役の報酬総額の5割以上が業績連動報酬となっています。

(2) 取締役の増員可能性に関して、2018年3月のIR面談時に乾康之氏は取締役増員に関して「社員の成長を待っている」、「常勤は1人でもいい位」と発言しており、そもそも乾康之氏に

は取締役増員の考えはなく、仮に取締役が増員されるのであれば、取締役増員の株主総会の際に、同時に取締役報酬上限額の変更を行なえば足りず。

(3) 統合前の旧乾汽船（東証第一部 9113）の取締役の報酬は、世間水準および経営内容、従業員とのバランスを考慮して決定され、賞与に関しては明確な計算方法を公表し、株主総会の決議を経て決定されてきました。客観性、透明性がある計算方法であり、株主と公平な報酬体系でした。それにもかかわらず、統合後は敢えて旧乾汽船で開示していた報酬計算方法を開示せず、不透明な報酬体系で高額な取締役報酬を享受しています。以前は開示されていた情報が非開示となっています。

(4) 2008年2月の定時株主総会で取締役報酬等の上限額（年額）2億円が決議されていますが、この報酬上限額は統合前のイヌイ倉庫（東証第二部 9308）時代に決議されたもので10年以上にわたって変更されておられません。統合し役員体制も変わったにも関わらず、10年以上前の報酬上限額を利用している状況です。本来であれば、業態の変化及び社内取締役数の変化によって、現実に即した形にすることが求められます。

(5) 2018年6月の定時株主総会で、2億円の金銭報酬上限額とは別枠で譲渡制限付株式付与のため6,000万円の報酬枠が決議されました。過去3期の社外取締役報酬の平均額は1名当たり約700万円であるため、常勤取締役報酬上限額を計算すると2億3,900万円（1名当たり1億1,950万円）になります。海運同業他社と比較して、貴社の常勤取締役1名当たりの報酬上限額は2倍以上となっています。

(6) 指名・報酬委員会の委員長は川崎清隆氏、委員は乾康之氏及び苦瀬博仁氏で構成されていますが、2019年8月のIR面談時に委員長は誰かとの当社質問に対し乾康之氏は「自身が委員長である」発言をされました。その後、同席した職員より訂正を促され、川崎清隆氏が委員長である旨を訂正されましたが、指名・報酬委員会は乾康之氏自身が委員長であると誤認するような、形式的な委員会にすぎません。

以上より、株主総会の目的事項である取締役の報酬総額（年額）の引下げの議案の賛否を合理的判断のために下記質問事項について具体的に回答頂きたいと存じます。尚、取締役が下記質問事項について具体的な説明及び開示を拒否することは株主に対する説明責任放棄を構成するものと考えます。

- (1) 2019年3月期に支払われた乾康之氏、乾隆志氏それぞれの取締役の報酬の総額及びその内訳（固定報酬と業績連動報酬）をご開示頂きたい。
- (2) 役員報酬会議及び取締役会で決定された2019年3月期の常勤取締役報酬（金銭報酬及び譲渡制限付株式報酬）に関して具体的な取締役報酬の計算方法をご開示頂きたい。
- (3) 2018年12月に設置された指名・報酬委員会について、設置以降に決定された具体的な取締役報酬額の計算方法をご開示頂きたい。
- (4) 既に決定している、2020年3月期の常勤取締役報酬の総額及びその内訳（金銭報酬と業績連動金銭報酬）をご開示頂きたい。

なお、個人のプライバシーや1億円以上の報酬を受領していない等の理由から取締役報酬の個別開示がなされない可能性があります。取締役報酬が本臨時株主総会の目的事項になっていることを踏まえれば、開示を行うことが株主の共同の利益に資すると考えます。さらに、具体的な取締役報酬の計算方法について、旧乾汽船で開示されていたように具体的計算根拠をご開示頂きたいと考えます。

以上

2019年10月28日

乾汽船株式会社 監査役各位

アルファレオホールディングス合同会社

職務執行者 渡邊章行



監査役に対する、臨時株主総会への事前質問状

2019年11月4日(月)に開催される、乾汽船株式会社(以下、「貴社」)臨時株主総会に先立ち、会社法第314条に基づく事前質問状を提出致します。この質問は、株主総会の目的事項に関係します。また、説明(回答)をすることにより、株主の共同の利益が促進されることはあっても害されることはありませんし、貴社その他の者の権利が侵害されることもありません。説明(回答)をしないことに正当な理由はないと考えますので、具体的な内容を伴う回答を求めます。また、公平な情報開示の観点から株主総会にご出席されない株主の皆様も平等に確認できるように、本書面受領後速やかに事前質問状を受領したこと及びその内容(下記質問事項全て)を貴社ウェブサイト上に公開し、さらに2019年11月1日(金)の午後5時までに貴社ウェブサイト上にて回答を公開することを求めます。

質問事項1

貴社は、2018年3月期に繰延税金資産を計上されましたが、わずか1年足らずの2019年3月期の本決算で繰延税金資産を取り崩すという不可解な会計処理を行っています。貴社の監査役におかれては、この繰延税金資産計上及び取崩しが適法なスケジューリング、プロセスに基づいて行われたかを調査の上、ご回答頂きたいと存じます。

質問事項2

貴社は、2018年6月の株主総会直後の2018年8月に発表された2019年3月期第一四半期決算から下方修正を発表し、2017年発表の中期経営計画では資産計上を予定していたバラスト水処理装置を一括費用計上する等で中間期にも大幅な下方修正を行い、最終的には僅か1年での繰延税金資産の取崩しを本決算で発表し、経常赤字転落となりました。それに伴い、期首に期末配当を40円と発表していた予想配当は大幅に減配となり、合併後で最低の1株当たり1.72円の配当額となりました。それにもかかわらず、譲渡制限付き株式報酬を含めて常勤取締役報酬が前期比45%増額されています。貴社の監査役におかれては、この報酬決定に関し、報酬の計算方法及び決定が取締役の自己の利益のために行われてないかを調査の上、ご回答頂きたいと存じます。

質問事項3

2019年8月8日に公表された「2020年3月期連結業績予想の修正に関するお知らせ」によ

れば、通期純利益の予想は 305 百万円の黒字から一転して 809 百万円の赤字予想となりました。にも関わらず、下方修正前の 2019 年 7 月 11 日に取締役に対して約 2,437 万円の譲渡制限付株式報酬が取締役会で決定されました。この報酬は、第一四半期末の 6 月 30 日から下方修正発表前までに決定されており、決定時期を考えれば、取締役会は通期業績が下方修正となると知りながら決定しています。貴社の監査役におかれては、この譲渡制限付株式報酬決定に関し、指名・報酬委員会による取締役報酬の審議及び取締役会における決定の過程において、取締役の善管注意義務違反が認められないかを調査の上、ご回答頂きたいと存じます。

質問事項 4

(1) 前の旧乾汽船（東証第一部 9113）の取締役の報酬は、世間水準および経営内容、従業員とのバランスを考慮して決定され、賞与に関しては明確な計算方法を公表し、株主総会の決議を経て決定されてきました。客観性、透明性がある計算方法であり、株主と公平な報酬体系でした。それにもかかわらず、統合後は、取替えて旧乾汽船で開示していた報酬の計算方法を開示せず、不透明な報酬体系で高額な取締役報酬を享受しています。以前は開示されていた情報が非開示となっています。

(2) 2008 年 2 月の定時株主総会で取締役報酬等の上限額（年額）2 億円が決議されていますが、この報酬上限額は統合前のイヌイ倉庫（東証第二部 9308）時代に決議されたもので 10 年以上にわたって変更されておりません。統合し役員体制も変わったにも関わらず、10 年以上前の報酬上限額を利用している状況です。本来であれば、業態の変化及び社内取締役数の変化によって、現実に即した形にすべきです。仮に、取締役が増加した場合に備えているとしても、取締役が増加した際に上限額を変更すれば足りることであり、これら状況に照らせば、常勤取締役 2 名が高額な報酬を得るために過剰な上限額を維持していると考えざるを得ません。

(3) 2018 年 6 月の定時株主総会で、2 億円の金銭報酬上限額とは別枠で譲渡制限付株式付与のため 6,000 万円の報酬枠が決議されました。過去 3 期の社外取締役報酬の平均額は 1 名当たり約 700 万円であるため、常勤取締役の報酬上限額を計算すると 2 億 3,900 万円（1 名当たり 1 億 1,950 万円）になります。海運同業他社と比較して、貴社の常勤取締役 1 名当たりの報酬上限額は 2 倍以上となっています。

(4) 貴社の監査役におかれては、上記 (1) ～ (3) に述べた取締役報酬に関し、乾康之氏が常勤取締役及び執行役員として、本来兼務されるべきではない経営の最高責任者と財務の最高責任者を司り、報酬委員会の委員さえも兼務して業績に見合わない高額な自己の取締役報酬を決定していないか調査の上、ご回答頂きたいと存じます。

最後に

当社は投資家として貴社の「監視」を続けたいと存じますが、「業務の執行に関し、不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを疑うに足りる事由がある」と考えた場合には、会社法 358 条に基づき、業務財産検査役の選任を申立てざるを得なくなる可能性がございます。監査役の皆様におかれては、調査を尽くして頂き、「不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを疑うに足りる事由」の有無及びその結論に至った具

体的な理由も含めて、ご回答願いますようお願い致します。

また、本件は、株主の利益の保護のために、監査役の調査権限の行使を求めるものですので、監査役として、取締役会及び取締役から独立した公正な調査が行われるべきことを求めます。取締役に対するヒアリングは必要だとしても、取締役と共同して調査を行ったり、あるいは取締役からの指示を受けて調査を行うということはあってはならないものと考えます。

以上